

会場周辺の交通対策について（素案）

オリンピック・パラリンピック東京大会において、競技会場等周辺一般道における交通混雑を緩和するため、主に以下の交通対策を実施する予定です。

区分	目的	方法	対象等
①進入禁止エリア (セキュアペリメーター)	競技会場等の設置	会場等を囲む物理的なフェンス等を設置	大会関係者以外の車両や歩行者、自転車は通行不可
②通行規制エリア (会場直近対策)	通過交通の規制	規制標識を設置し、警備員による誘導により通過交通を制限	通過交通は通行不可※ 歩行者・自転車は原則、通行可
③迂回エリア (トラフィックペリメーター)	通過交通の抑制	案内看板や広報等により、会場直近を通り抜けしようとする車両の迂回を促す	通過交通は迂回※ 歩行者・自転車は原則、通行可
④専用レーン、優先レーン (専用通行帯、優先通行帯)	大会関係車両の 定時制確保	規制標識等を設置し、大会関係車両の通行帯を指定	専用レーン：大会関係車両以外通行禁止 優先レーン：大会関係車両が通行していない場合は通行可

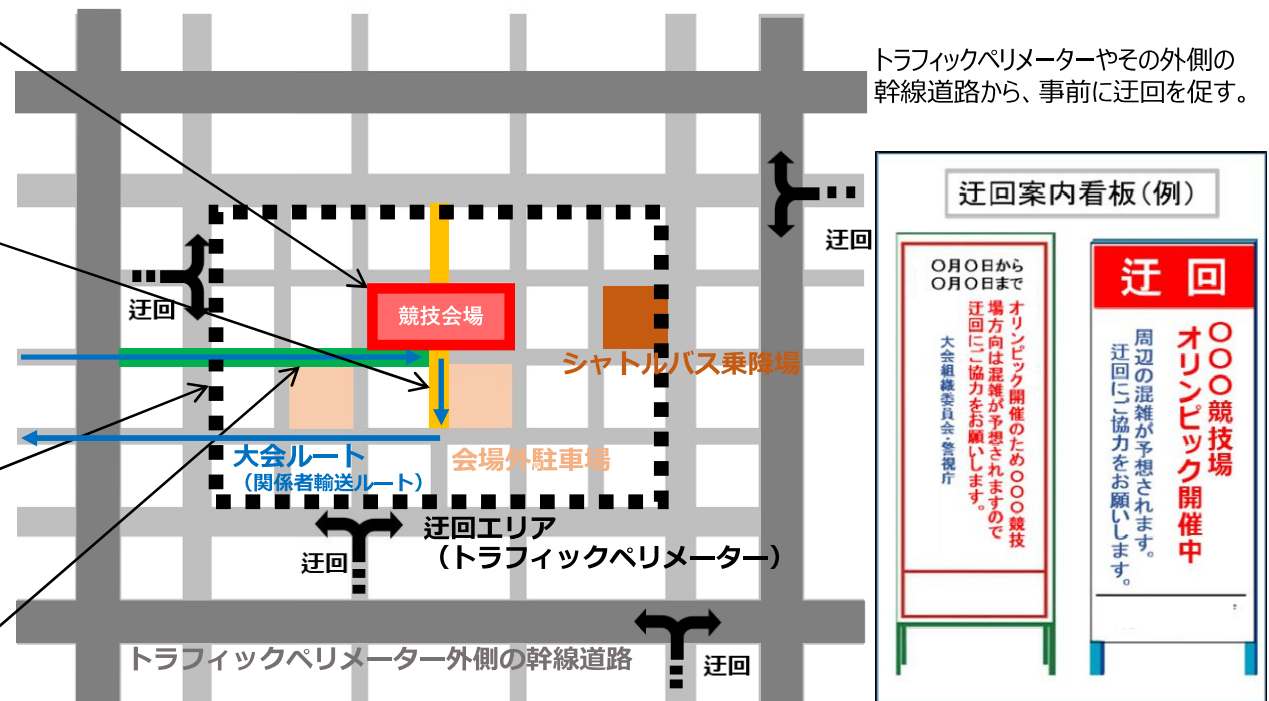
※居住者に加え業務や施設利用等その他所用のある車両などは原則、通行可。

**①進入禁止エリア
(セキュアペリメーター)**
会場等を囲む物理的な境界線。大会関係車両以外の進入を禁止するエリア

**②通行規制エリア
(会場直近対策)**
規制標識を設置し、警備員による誘導により通過交通を制限する。

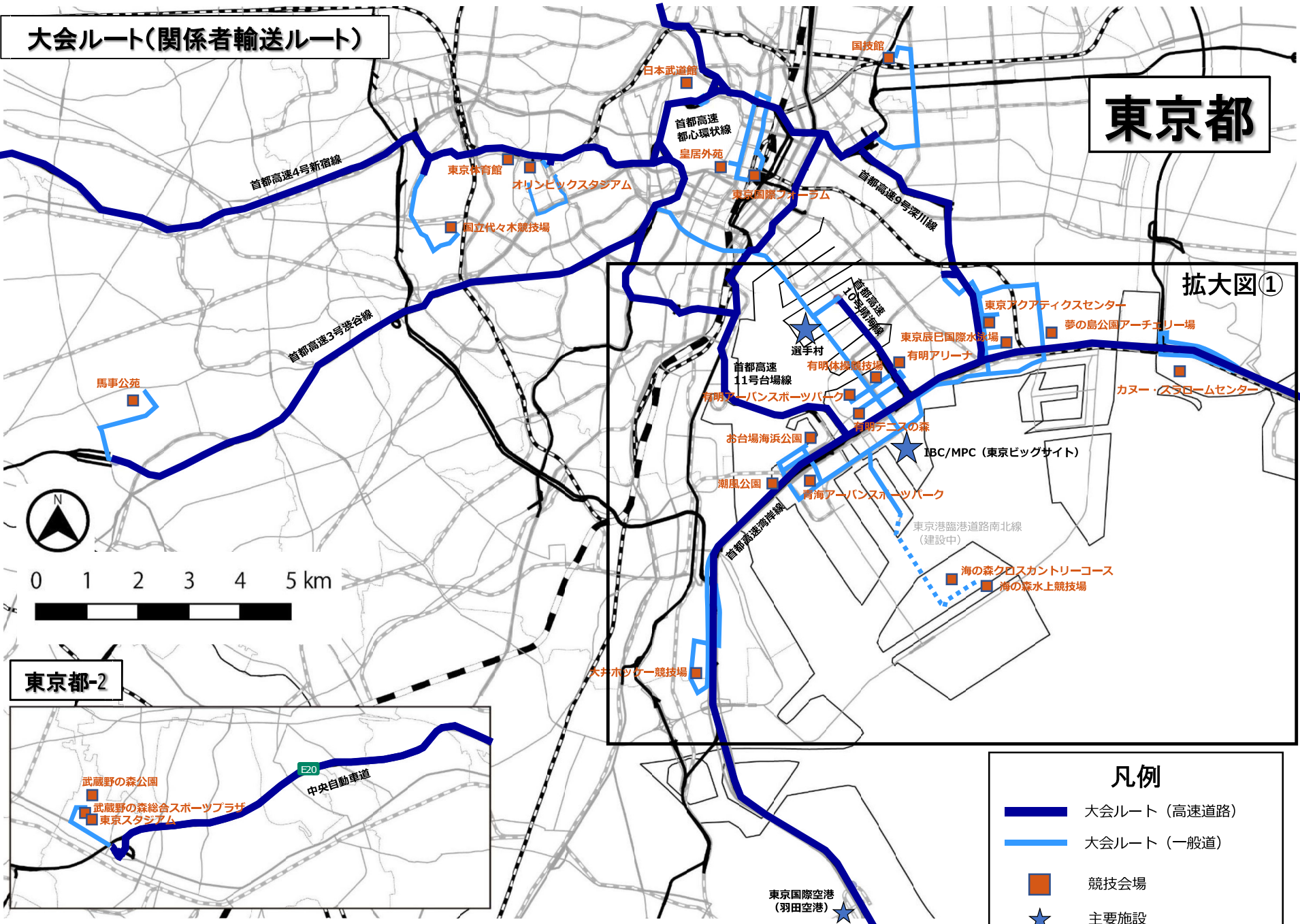
**③迂回エリア
(トラフィックペリメーター)**
案内看板や広報等により、会場直近を通り抜けようとする車両に迂回をお願いするエリア。

**④専用レーン (専用通行帯)
優先レーン (優先通行帯)**
規制標識等を設置し、大会関係車両の通行帯を指定。



東京都

大会ルート(関係者輸送ルート)



拡大図①

東京都-2

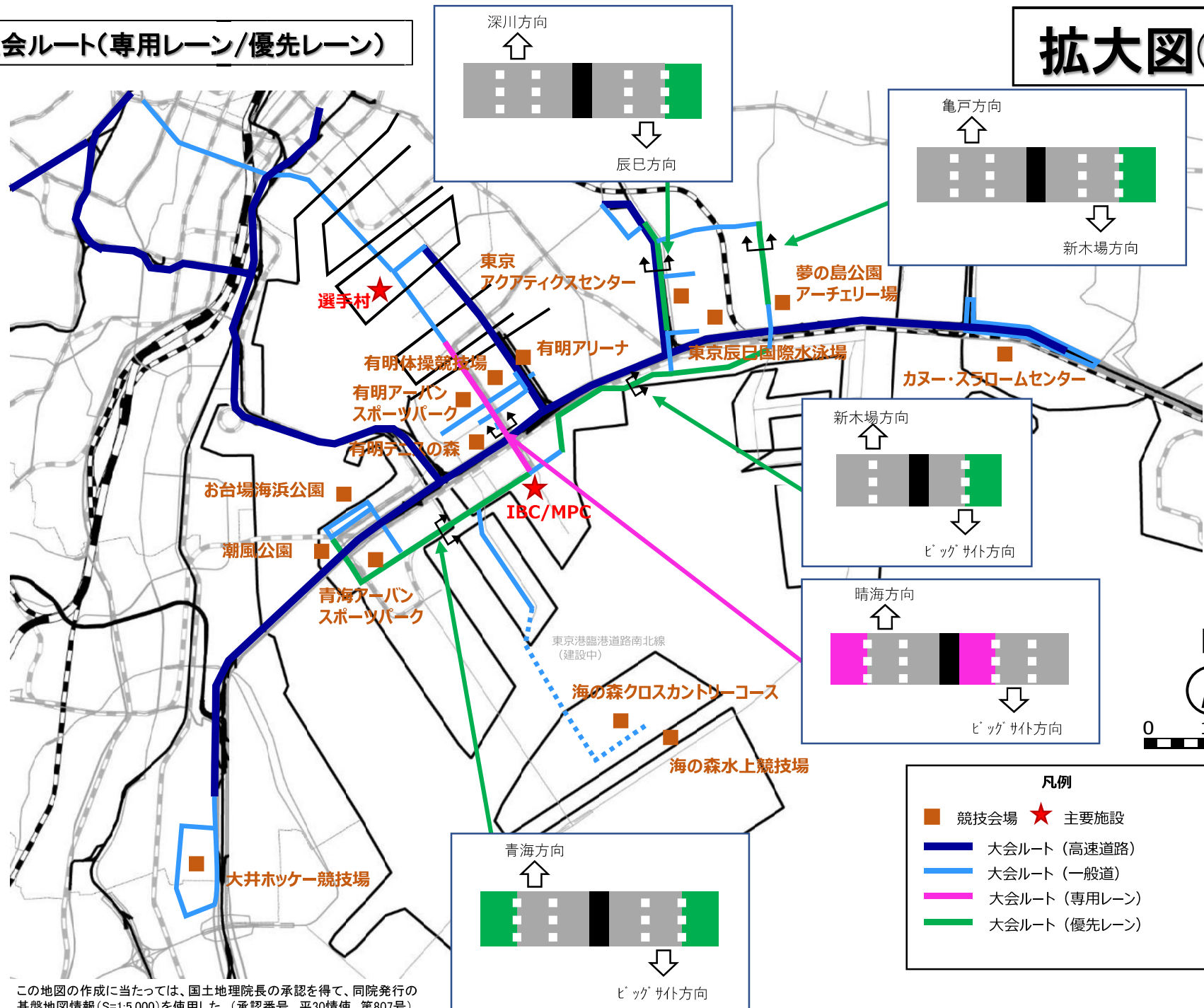


凡例	
	大会ルート (高速道路)
	大会ルート (一般道)
	競技会場
	主要施設

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報(S=1:5,000)を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

大会ルート(専用レーン/優先レーン)

拡大図①

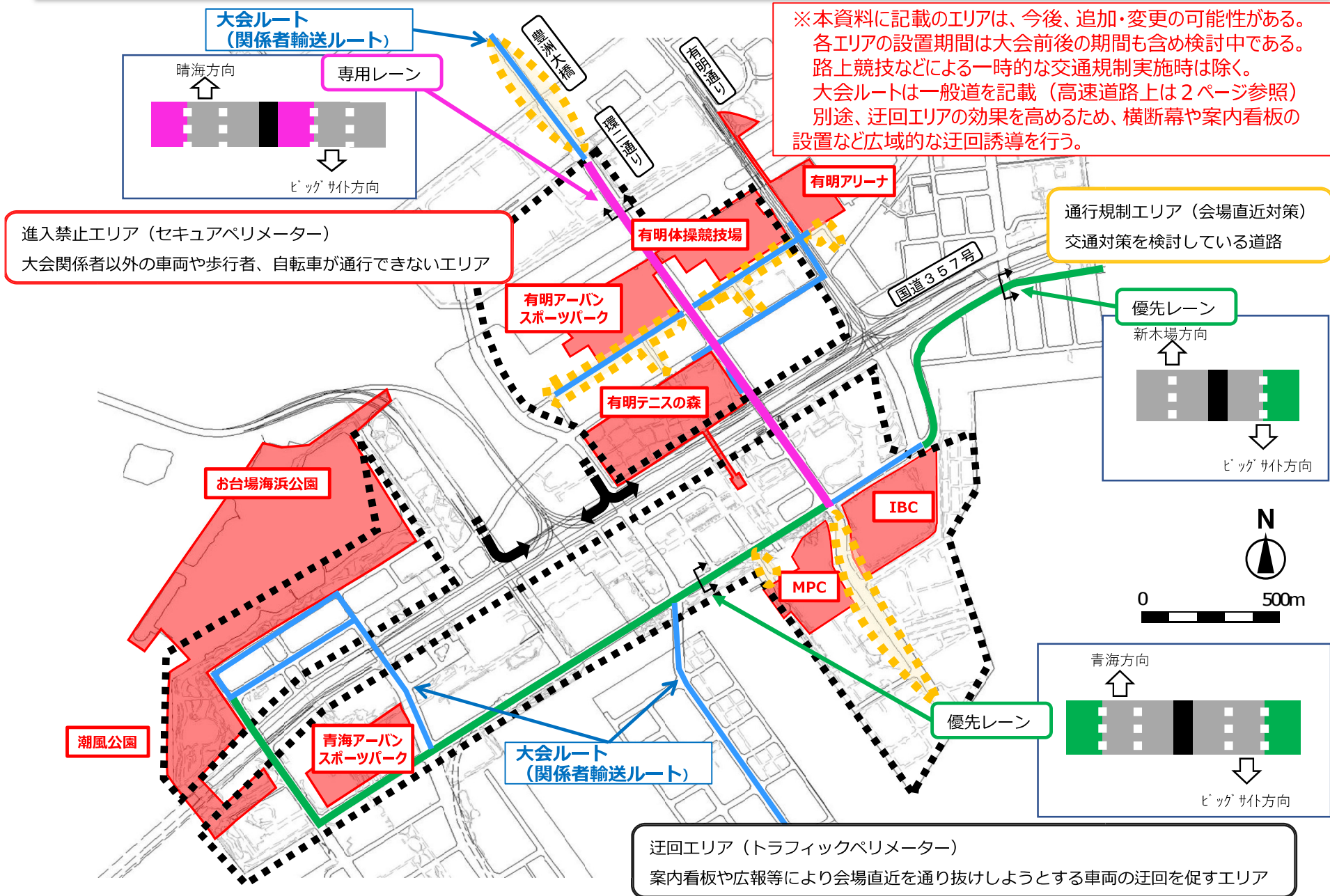


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報(S=1:5,000)を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

会場周辺交通対策図 【台場地区・有明地区】

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報(S=1:5,000)を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

素案

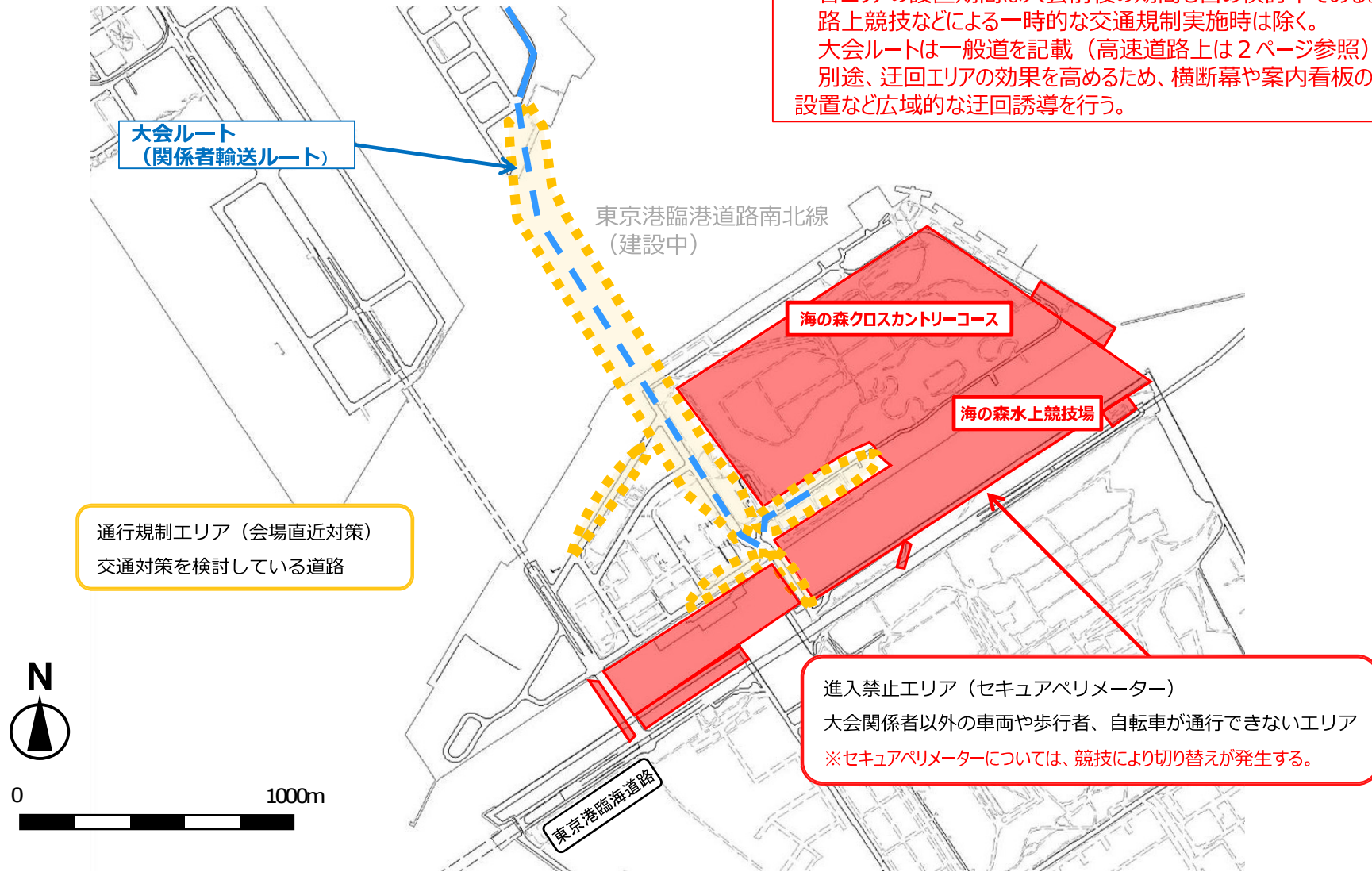


※通行規制エリア及び迂回エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等その他所用のある車両などは原則、通行可。

会場周辺交通対策図【海の森水上競技場・海の森クロスカントリーコース】

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報(S=1:5,000)を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)

※本資料に記載のエリアは、今後、追加・変更の可能性がある。
各エリアの設置期間は大会前後の期間も含め検討中である。
路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。
大会ルートは一般道を記載（高速道路上は2ページ参照）
別途、迂回エリアの効果をもつため、横断幕や案内看板の設置など広域的な迂回誘導を行う。



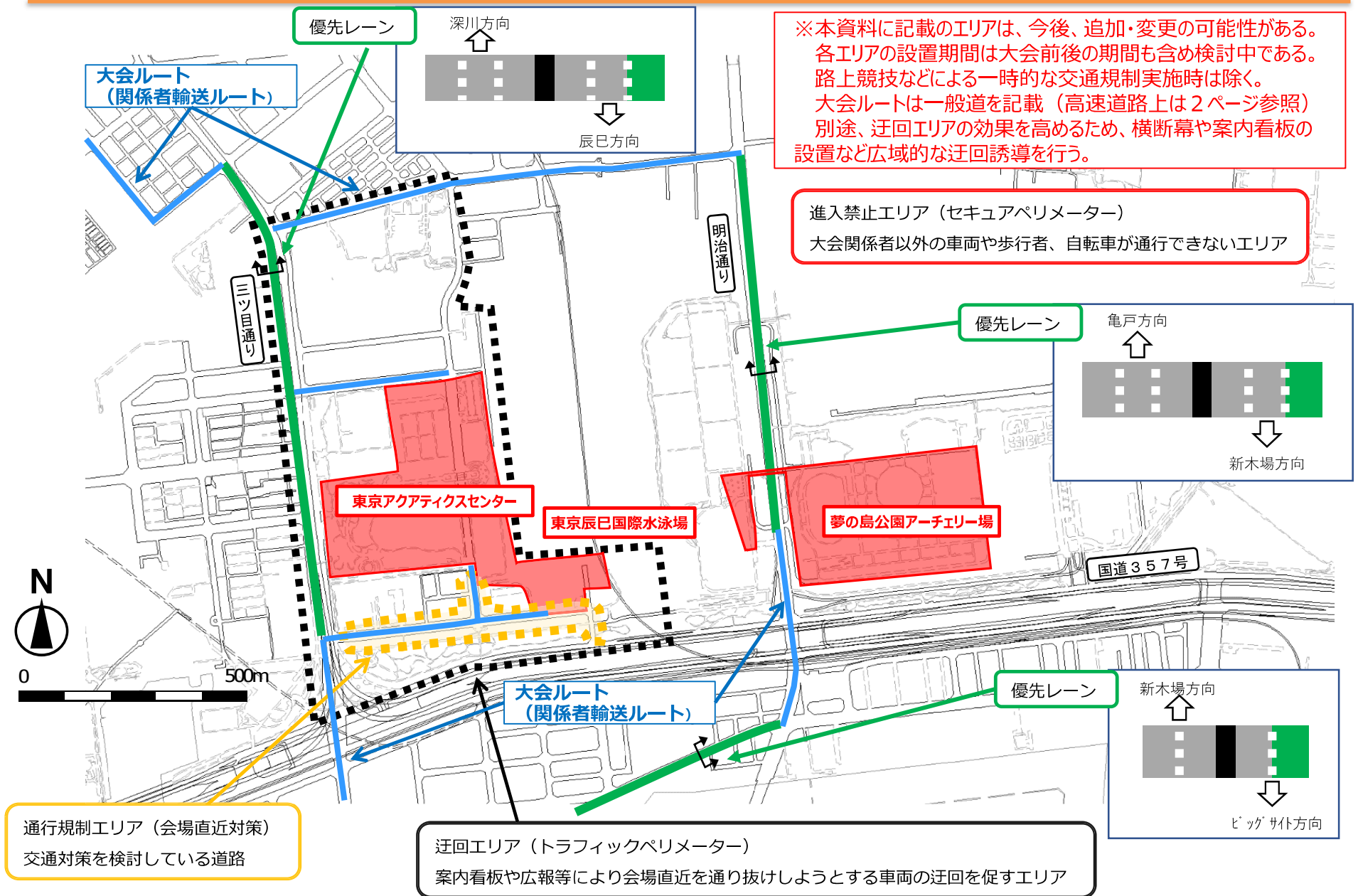
※通行規制エリア及び迂回エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等他所用のある車両などは原則、通行可。

会場周辺交通対策図

【東京アクアティクスセンター・東京辰巳国際水泳場・夢の島公園アーチェリー場】

素案

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報(S=1:5,000)を使用した。(承認番号 平30情使、第807号)



※本資料に記載のエリアは、今後、追加・変更の可能性がある。
各エリアの設置期間は大会前後の期間も含め検討中である。
路上競技などによる一時的な交通規制実施時は除く。
大会ルートは一般道を記載（高速道路上は2ページ参照）
別途、迂回エリアの効果を高めるため、横断幕や案内看板の設置など広域的な迂回誘導を行う。

進入禁止エリア（セキュアペリメーター）
大会関係者以外の車両や歩行者、自転車が通行できないエリア

通行規制エリア（会場直近対策）
交通対策を検討している道路

迂回エリア（トラフィックペリメーター）
案内看板や広報等により会場直近を通り抜けしようとする車両の迂回を促すエリア

※通行規制エリア及び迂回エリアについては、一部の区間を除き居住者に加え業務や施設利用等他所用のある車両などは原則、通行可。